

第1回八千代町立中学校統合準備委員会次第

日時：令和7年7月15日
場所：役場庁舎4階 大会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 議事

(1) 委員長及び副委員長の互選について

(2) これまでの経過について

(3) 専門部会の設置について

(4) 専門部会員の任命について

(5) 今後の予定について

6 その他

7 閉 会

5 議事

(1) 委員長及び副委員長の互選について

委員長 上野 眞一

副委員長 太田 一茂

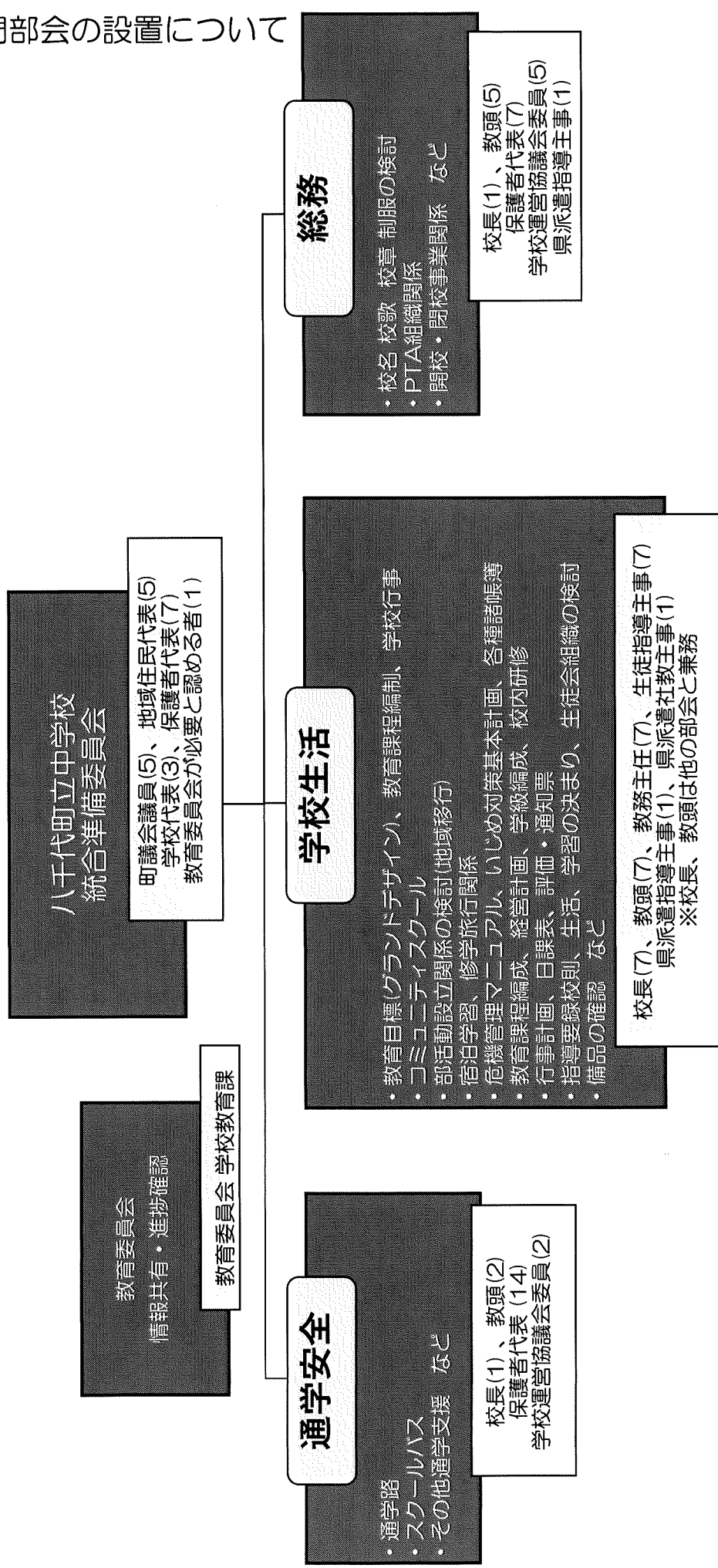
(2) これまでの経過について

	会議等	内容
令和4年10月 ～令和6年11月	八千代町学校のあり方 検討委員会	計6回の検討委員会と 計3回の先進校視察を実施
令和6年12月4日	八千代町学校のあり方に 関する提言書手交式	
令和7年1月30日	総合教育会議	方針（案）について※1
令和7年2月1日 ～2月17日	パブリックコメント	方針（案）について※2
令和7年2月25日	定例教育委員会	方針の策定※3

※1、2、3は町ホームページにその都度掲載。別途広報やちよにも掲載。

(3) 専門部会の設置について

八千代町立中学校統合準備委員会組織



八千代町立小中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 八千代町及び八千代町教育委員会が定めた八千代町学校の適正規模・適正配置等に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、八千代町立小中学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、八千代町立小中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を統合となる学校種ごとに設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を八千代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 統合後の学校の名称、校歌、校章等に関すること。
- (2) 通学路、通学の方法に関すること。
- (3) P T A等学校関係組織に関すること。
- (4) 設備備品、施設整備等に関すること。
- (5) 新設校の設置に係る基本構想及び基本計画並びに基本設計及び実施設計の策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、20人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 統合関係学校職員
- (2) 統合関係学校の保護者代表
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 教育委員会は、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項について調査検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が任命する部会員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の調査検討の結果を委員会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の専門部会は、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。